

安全管理者選任時研修 申込書

申込・問合せ方法

- ◎ この申込書に必要事項を記入のうえ下記申込先あてFAXにより送信してください。
- ◎ 受付後、受講票及び請求書を郵送いたしますので、到着後1週間以内に同封の振込用紙にてお振込みをお願いいたします。
- ◎ 問合せは下記までお願いいたします。

記

(公社) 京都労働基準協会 京 都 下 支 部	TEL 075-353-3523	FAX 075-353-3530
----------------------------	---------------------	---------------------

- ◎ 受講料 会 員 13,200円 (12,000円+消費税) +テキスト代1,540円 (1,400+消費税)
 非会員 15,400円 (14,000円+消費税) +テキスト代1,540円 (1,400+消費税)

■いずれかにをしてください

京都労働基準協会 本部会員 支部会員 (支部) 会員外

労働安全衛生法 (第11条同規則第5条、告示第24号：平成18年4月1日改正) に基づく「安全管理者選任時研修修了証」を交付いたしますので、受講者の方の住所、氏名、生年月日の記載をお願いいたします。

安全管理者選任時研修申込書

日 時 1日目 11月18日 (月) 9:25 ~17:00
 2日目 11月19日 (火) 9:10 ~12:00
場 所 京都経済センター 6階 (四条室町 南東角)

事業所名		TEL	
		FAX	
所在地	〒		
申込担当者			
受講者氏名	フリガナ	生年月日	昭・平 年 月 日
受講者住所	〒		
受講者氏名	フリガナ	生年月日	昭・平 年 月 日
受講者住所	〒		
受講者氏名	フリガナ	生年月日	昭・平 年 月 日
受講者住所	〒		

安全管理者選任時研修 開催のご案内

主催：公益社団法人京都労働基準協会 京都上支部・**京都下支部**・京都南支部 共同開催

平成18年の労働安全衛生法一部改正により安全管理者は、厚生労働大臣が定める研修（安全管理、安全衛生水準の向上を図る事業者の自主的活動、安全教育、関係法令の科目について計9時間）を受けた者の中から選任しなければならないこととなっています。

また、平成18年10月1日において安全管理者として選任された経験が2年未満の方について、同日以降も安全管理者として引き続き選任されるためには、上記の研修を受けることが義務づけられています。

つきましては、今般、安全管理者の選任資格に必要となる『安全管理者選任時研修』を下記のとおり開催いたしますので、是非この機会に受講下さいますようお願い申し上げます。

なお、現在安全管理業務に就いておられる方はもとより、転勤・退職等による安全管理者の新たな選任などへの対応を含め早めの受講をおすすめいたします。

記

- 日時 令和元年 11月18日(月) 9:20~17:00 [受付 9:00~]
11月19日(火) 9:10~12:00 [受付 9:00~]
- 会場 京都経済センター 6階 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78 (四条室町 南東角)
- 対象者 事業場における安全管理者、安全管理スタッフ、将来選任が予定される方など
- 定員 100名 (定員になり次第 受付を締め切りますのでご了承下さい)
- 受講料 会員 13,200円+テキスト代1,540円 (当日配布) 計14,740円 (税込)
非会員 15,400円+テキスト代1,540円 (当日配布) 計16,940円 (税込)

◎ 受講料につきましては請求書を郵送いたしますので、振り込みをお願いいたします。

※ お断り 受付後の受講料の返還はいたしかねますので、ご了承ください。

- 申込期間 定員に達するまで〈裏面の「参加申込書」により、FAXにて申し込み下さい〉

* 当研修を受講し修了された方には、2日目の研修終了後に「修了証」を交付いたしますので受講者は、**受領印** (認印) をご持参願います。

＜選任すべき安全管理者の資格＞ (労働安全衛生規則第5条)

(1) 次のいずれかに該当する者で、安全に係る技術的事項を管理するのに必要な知識についての研修であって

厚生労働大臣が定めるものを修了したもの

- ①大学・高等専門学校における理科系統の正規の課程を修めて卒業後、2年以上の産業安全の実務に従事した経験を有する者
- ②高等学校における理科系統の正規の学科を修めて卒業後、4年以上の産業安全の実務に従事した経験を有する者
- ③大学・高等専門学校を卒業後、4年以上の産業安全の実務に従事した経験を有する者
- ④高等学校を卒業し、6年以上の産業安全の実務に従事した経験を有する者
- ⑤7年以上の産業安全の実務に従事した経験を有する者

(2) 労働安全コンサルタント

(3) 平成18年10月1日において、安全管理者としての経験年数が2年以上ある者 (経過措置)